

弁護士報酬一覧表

東京中央法律事務所

民事事件の着手金及び報酬金(報酬基準 第16条)

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	$8\% \times 1.1$	$16\% \times 1.1$
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(5\% + \text{金}9\text{万円}) \times 1.1$	$(10\% + \text{金}18\text{万円}) \times 1.1$
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(3\% + \text{金}69\text{万円}) \times 1.1$	$(6\% + \text{金}138\text{万円}) \times 1.1$
金3億円を超える場合	$(2\% + \text{金}369\text{万円}) \times 1.1$	$(4\% + \text{金}738\text{万円}) \times 1.1$

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来る。着手金の最低額は金11万円)

契約締結交渉(報酬基準 第18条)

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	$2\% \times 1.1$	$4\% \times 1.1$
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(1\% + \text{金}3\text{万円}) \times 1.1$	$(2\% + \text{金}6\text{万円}) \times 1.1$
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(0.5\% + \text{金}18\text{万円}) \times 1.1$	$(1\% + \text{金}36\text{万円}) \times 1.1$
金3億円を超える場合	$(0.3\% + \text{金}78\text{万円}) \times 1.1$	$(0.6\% + \text{金}156\text{万円}) \times 1.1$

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来る。)

督促手続事件(報酬基準 第19条)

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	$2\% \times 1.1$	第16条又は第20条の額の半額
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(1\% + \text{金}3\text{万円}) \times 1.1$	
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(0.5\% + \text{金}18\text{万円}) \times 1.1$	
金3億円を超える場合	$(0.3\% + \text{金}78\text{万円}) \times 1.1$	

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来る。着手金の最低額は金5万5000円。)

手形・小切手訴訟事件(報酬基準 第20条)

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	$4\% \times 1.1$	$8\% \times 1.1$
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(2.5\% + \text{金}4\text{万}5000\text{円}) \times 1.1$	$(5\% + \text{金}9\text{万円}) \times 1.1$
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(1.5\% + \text{金}34\text{万}5000\text{円}) \times 1.1$	$(3\% + \text{金}69\text{万円}) \times 1.1$
金3億円を超える場合	$(1\% + \text{金}184\text{万}5000\text{円}) \times 1.1$	$(2\% + \text{金}369\text{万円}) \times 1.1$

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来る。着手金の最低額は金5万5000円。)

任意整理事件(報酬基準 第27条)

(1) 弁護士が債権取立・資産売却等により集めた配当原資額につき、

金500万円以下の場合	$15\% \times 1.1$
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	$(10\% + \text{金}25\text{万円}) \times 1.1$
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	$(8\% + \text{金}45\text{万円}) \times 1.1$
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	$(6\% + \text{金}145\text{万円}) \times 1.1$
金1億円を超える場合	$(5\% + \text{金}245\text{万円}) \times 1.1$

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき、

金5000万円以下の場合	$3\% \times 1.1$
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	$(2\% + \text{金}50\text{万円}) \times 1.1$
金1億円を超える場合	$(1\% + \text{金}150\text{万円}) \times 1.1$

手数料(報酬基準 第37条)

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
		金300万円以下の場合	金300万円を超え、金3000万円以下の場合
即決和解	示談交渉を要しない場合	金300万円以下の場合	金11万円
		金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(1\% + \text{金}7\text{万円}) \times 1.1$
		金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(0.5\% + \text{金}22\text{万円}) \times 1.1$
		金3億円を超える場合	$(0.3\% + \text{金}82\text{万円}) \times 1.1$

本表は、東京中央法律事務所 <https://www.chuolaw.com> の弁護士報酬基準によるものです。

(2) 裁判外の手数料

項目	分類		手数料	
契約書類及びこれに準じる書類作成	非定型	基本	金300万円以下の場合	金11万円
			金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(1\% + \text{金}7\text{万円}) \times 1.1$
			金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(0.3\% + \text{金}28\text{万円}) \times 1.1$
			金3億円を超える場合	$(0.1\% + \text{金}88\text{万円}) \times 1.1$
遺言書作成	非定型	基本	金300万円以下の場合	金22万円
			金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(1\% + \text{金}17\text{万円}) \times 1.1$
			金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(0.3\% + \text{金}38\text{万円}) \times 1.1$
			金3億円を超える場合	$(0.1\% + \text{金}98\text{万円}) \times 1.1$
遺言執行	基本	基本	金300万円以下の場合	33万円
			金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(2\% + \text{金}24\text{万円}) \times 1.1$
			金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(1\% + \text{金}54\text{万円}) \times 1.1$
			金3億円を超える場合	$(0.5\% + \text{金}204\text{万円}) \times 1.1$
会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	基本	金1000万円以下の場合	$4\% \times 1.1$
			金1000万円を超え、金2000万円以下の場合	$(3\% + \text{金}10\text{万円}) \times 1.1$
			金2000万円を超え、金1億円以下の場合	$(2\% + \text{金}30\text{万円}) \times 1.1$
			金1億円を超え、金2億円以下の場合	$(1\% + \text{金}130\text{万円}) \times 1.1$
			金2億円を超え、金20億円以下の場合	$(0.5\% + \text{金}230\text{万円}) \times 1.1$
			金20億円を超える場合	$(0.3\% + \text{金}630\text{万円}) \times 1.1$